賃上げ支援事業のポイント

ポイント

① **令和８年３月１日時点で四国厚生支局にベースアップ評価料を届け出ている施設**が対象です。

② 本給付金は、**令和７年12月から令和８年５月までの間の毎月の賃金改善**（ベースアップ又は一時金の支給）に充当していただきます。

③ **令和８年６月以降も本給付金による賃金改善の水準を維持又は拡大する必要**があり、賃金改善の状況について**本年夏頃に実績報告書を提出**していただきます。

主な留意事項

【①について】

・ 現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない施設のうち、令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料（※）を届け出ることを誓約する場合は対象となります。

（※）現時点では新たに事務職員、40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師を対象とすることが検討されています。

【②について】 **※賃金改善については、FAQのQ2-6以降もあわせてご参照ください。**

・ 即時のベースアップが困難な場合、ベースアップに代えて一時金を支給することも可です。ただし、一時金の支給は令和７年12月分から令和８年３月分までの最大４か月分とし、少なくとも令和８年４月からはベースアップを行う必要があります。

・ 令和７年度において、すでに令和６年度末時点の賃金水準と比較して2.0%を上回るベースアップを実施している場合は、令和７年12月から令和８年５月までの間の当該2.0%を上回る部分に本給付金を充てることができます。この場合、必ずしも令和７年12月から更なる賃金改善を行うは必要ありませんが、余剰が生じている部分は賃金改善に充てる必要があります。

【③について】

・ 原則として支給額の全額を交付申請していただき、その全額を賃金改善に充てる必要があります。賃金改善に活用できなかった部分については、令和８年夏の賃金改善の報告後に返還していただきます。

※その他の留意事項・詳細は交付要綱やFAQを参照してください。

賃上げ支援事業のイメージ図①

対象となるケース

①すでにベースアップ評価料を届け出ている施設

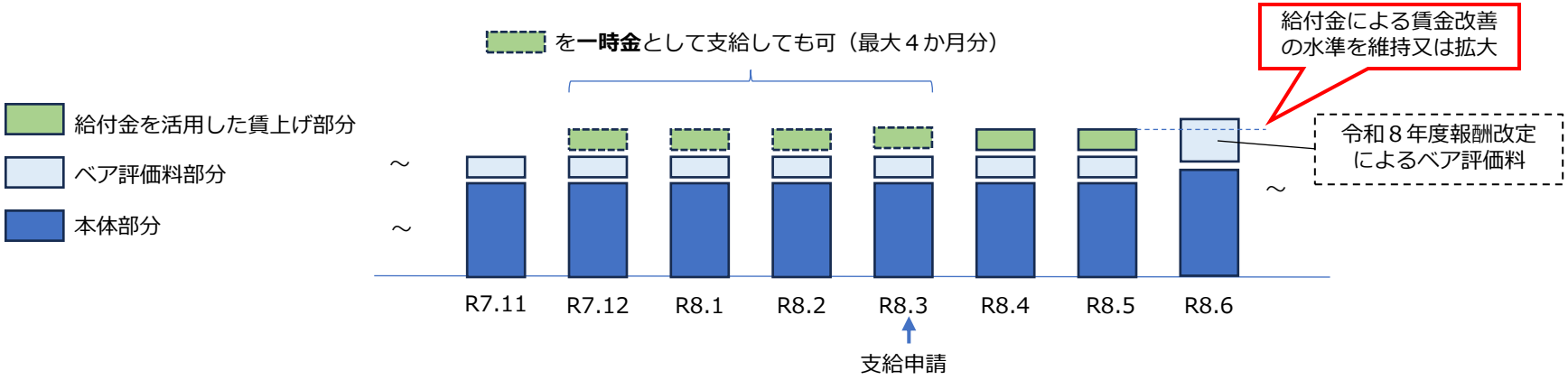

②これからベースアップ評価料を届け出る施設

※R8.2にベア評価料を届け出て、R8.3から評価料が上乗せされる場合

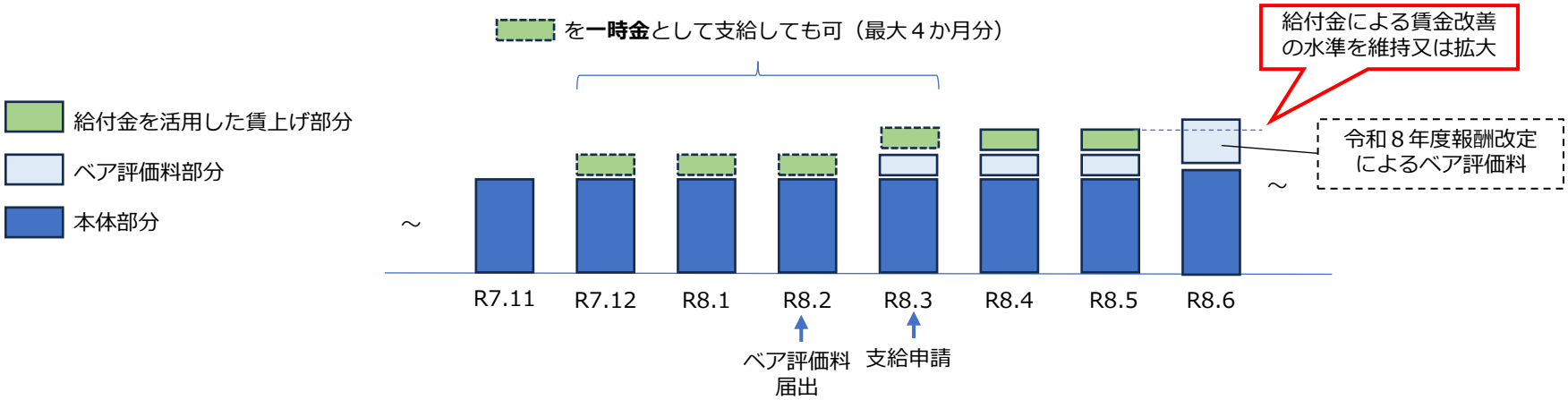

賃上げ支援のイメージ図②

対象となるケース(続き)

③現行の制度ではベースアップ評価料の対象外だが、令和８年度報酬改定による見直し後に届け出ることを誓約する施設

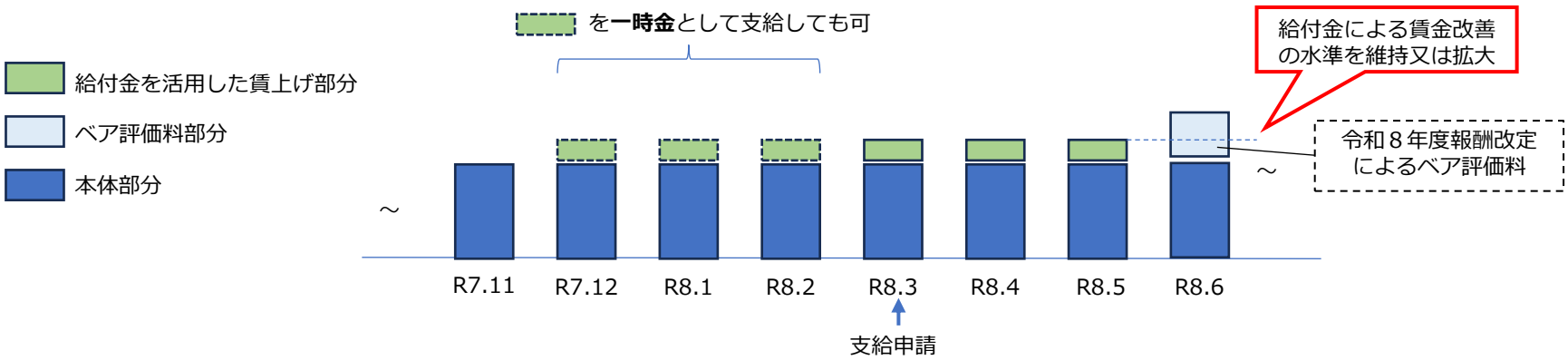

対象とならないケース
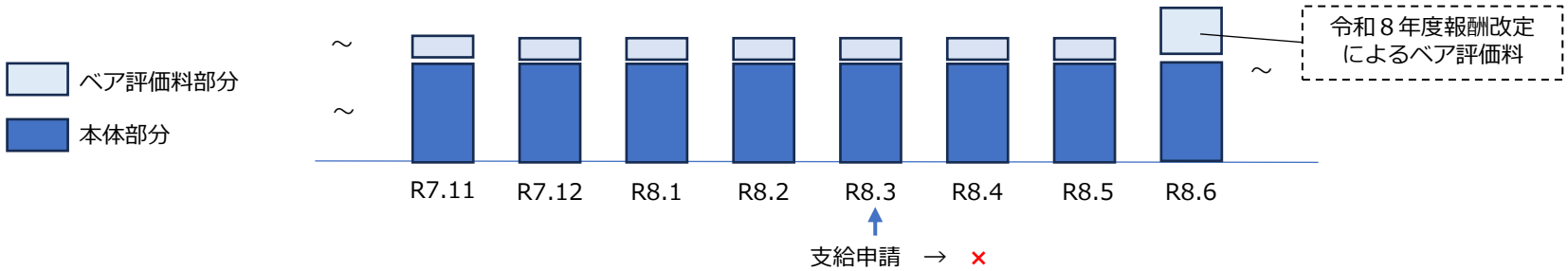
ベースアップ評価料を届け出ているが更なる賃上げを実施しない施設